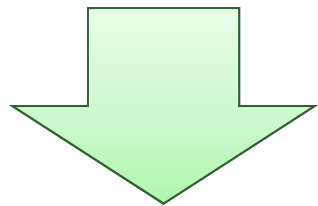


# 自転車活用推進法と国・県の動向

---

# 1. 自転車活用推進法の概要

- これまで、「自転車道の整備等に関する法律」(昭和45年法律第16号)や「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和55年法律第87号)に基づき、大規模自転車道の整備、交通事故対策、放置自転車対策等を推進してきた。



## 課題

- 環境負荷の低減
- 災害時における交通機能の維持
- 国民の健康増進等

## 自転車活用推進法 (平成28年法律第113号) の施行

平成29年5月

### 基本理念

- 自転車は、二酸化炭素等を発生せず、災害時において機動的
- 自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保



自転車の活用を総合的・計画的に推進

# 1. 自転車活用推進法の概要

## 基本方針 以下の施策を重点的に検討・実施

- ①自転車専用道路等の整備
- ②路外駐車場の整備等
- ③シェアサイクル施設の整備
- ④自転車競技施設の整備
- ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備
- ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等
- ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化
- ⑧交通安全に係る教育及び啓発
- ⑨国民の健康の保持増進
- ⑩青少年の体力の向上
- ⑪公共交通機関との連携の促進
- ⑫災害時の有効活用体制の整備
- ⑬自転車を活用した国際交流の促進
- ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援
- ⑮その他特に必要な施策

## 自転車活用 推進計画

- ・政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定し、国会に報告**
- ・都道府県・市区町村: **区域の実情に応じ計画を定めるよう努める**

## 自転車活用 推進本部

- ・国土交通省に、自転車活用推進本部を設置
- ・本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚とする

## 附則で定め られた 検討事項

- ・自転車活用推進を担う行政組織の在り方の検討・必要な法制上の措置
- ・自転車の運転に関する道路交通法違反行為への対応の在り方
- ・自転車の運行により人の生命等が害された場合の損害賠償保障制度

# 1. 自転車活用推進法の概要

---

目標1

自転車交通の役割拡大による  
良好な都市環境の形成

目標2

サイクルスポーツの振興等による  
活力ある健康長寿社会の実現

目標3

サイクルツーリズムの推進による  
観光立国の実現

目標4

自転車事故のない  
安全で安心な社会の実現

## 2. 第2次自転車活用推進計画の策定

---

第2次自転車活用推進計画では、前計画から下記の取組を更に強化することとしている。

- コロナ禍における通勤・配達目的での自転車利用ニーズの高まり
- 情報通信技術の飛躍的発展
- 高齢化社会の進展等の昨今の社会情勢の変化

計画の構成は、4つの目標は前計画を踏襲しつつ、新たな施策として、

**「多様な自転車の開発・普及」**  
**「損害賠償責任保険等への加入促進」**

を追加している。

## 2. 第2次自転車活用推進計画の策定

---

### ●計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、令和7(2025)年度まで

### ●その他

- ・法第11条に基づく市町村自転車活用推進計画(以下「地方版推進計画」という)の策定を促すとともに、地方版推進計画に位置付けられた施策の実施に当たっては、国、地方公共団体、公共交通事業者その他の事業者、国民等が相互に連携が図られるように、国の地方支分部局をはじめとする関係者に対して要請
- ・国は、施策の実施に必要な財政上の措置等を講じるとともに、その負担の在り方について検討を行う。また、本計画に基づき、民間団体等が実施する取組に対して必要に応じて支援策を講じる。

# 3. 県の動向

## ～いばらき自転車活用推進計画の策定～

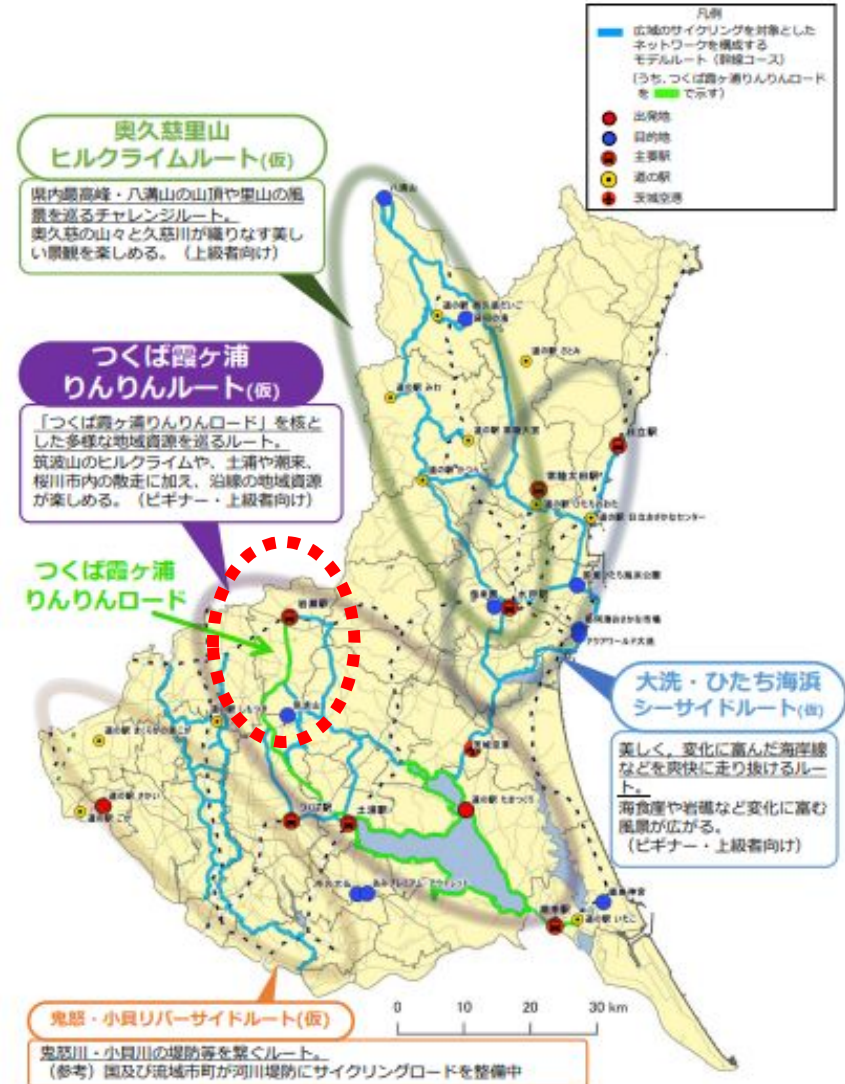
### ●目指すべき将来の姿

「誰もが安全・快適に自転車を活用することができる地域社会の実現」

- ・行政だけでなく、民間事業者や大学、NPO、地域住民などの様々な主体が参加しやすい環境をつくり、これらの主体が一体で取り組むことができる指針として策定

### ●自転車ネットワーク

- ・本市内にも岩瀬駅から国道50号線沿道等
- ・矢羽根や道路標識が設置



(注1) ネットワークを構成する路線は、関係機関との調整等により変動する場合があります。また、今後の自転車利用の進展に応じて、ネットワークの拡充を図ります。  
(注2) 鬼怒・小貝リバーサイドルート(仮)については、別途、鬼怒川・小貝川かわまちづくり推進協議会で計画中です。



# 3. 県の動向

- ヒルクライムを対象のルートを設定・整備

## ～峠道パンフレット～





# 3. 県の動向

## ～自転車通行環境整備ガイドライン～

### (1) 走行空間の明示

名称	路面標示	矢羽根・ピクト（市街部）
役割	●自転車走行空間を明示するとともに、自転車ネットワークのルート案内の役割を付加する。	
設置基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いばらき自転車ネットワーク上に設置する。</li> <li>●市街部の単路部では80m間隔で設置する。ただし、交差点手前では、交差点付近の幅寄せと巻き込みへの注意喚起を目的として、停止線を起点として0m→30m（レーンマーク実線終端）→60m間隔（付加車線のすりつけ長）とする。</li> <li>●交差点内は4隅への設置に加え、横断する方向に約5m間隔での設置も行う。</li> <li>●路側帯幅が1.5m以上の場合は、外側線の歩道側に設置し、1.5m未満の場合は、車道側に設置する。</li> <li>●外側線が摩耗や劣化等により見えにくくなっている区間は、視認性と連続性が保たれるよう、矢羽根の整備と合わせて、外側線の塗り替えを行う。</li> </ul>	
サインサイズ（図）	<p>A道路: 歩道 150以上 路側帯 150 路肩 10 75 10</p> <p>B道路: 歩道 150未満 路側帯 150 路肩 10 75 10</p> <p>ピクト: 75</p> <p>路側帯幅が150cm以上の場合は外側線の歩道側に「矢羽根型路面標示」を設置する          路側帯幅が150cm未満の場合は外側線の車道側に「矢羽根型路面標示」を設置する</p>	
設置イメージ	<p>B道路</p> <p>5m間隔</p> <p>30m 15~30m 80m</p> <p>A道路</p>	

### (2) 危険個所対策

#### ① 急カーブ

##### ● 矢羽根設置により急カーブを事前に認知

- 自転車走行空間を明示するとともに、自転車ネットワークのルート案内の役割を付加します。
- さらに、カーブ区間であることを事前に明示することにより、安全性を確保します。（急カーブ手前の直線区間に矢羽根を2枚並べる）



#### ② 道路改修

##### ● グレーチングの改修により転倒を回避

- 特に、幅が狭いロードバイクのタイヤがグレーチングの隙間に挟まるなどの危険を避けるため、自転車走行空間の安全性を確保します。
- タイヤが狭まらないようなグレーチングに改修を行っていきます。



##### ● マンホール蓋の改修により転倒を回避

- マンホール蓋等のすべりによって、自転車の転倒を避けるため、自転車走行空間の安全性を確保します。
- 自転車が走行する路面はできるだけ滑りにくい構造とするため、スリップによる転倒防止のためのすべり止め加工を行っていきます。



##### ● ハンプ等の設置により自動車の速度を抑制

- 特に、自動車と自転車の接触の恐れがある区間でハンプ、狭さく、シケイン等の物理的デバイスを設置します。
- 設置の際には、自転車や歩行者、車いすの通行に配慮した通行空間を確保します。



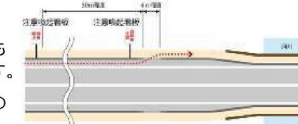
##### ● 舗装の修繕により転倒を回避

- 舗装の凹凸や土砂、草などによって、自転車の転倒を避けるため、自転車走行空間の安全性を確保します。
- サイクリストにとって安全で円滑な走行空間設置となるため、舗装の修繕や除草、土砂払いなどを実施します。



##### ● 歩道の切り下げ等により路肩縮小区間の走行を回避

- 路肩が縮小される区間の手前では、その存在を知らせるとともに、必要に応じて、歩道に誘導できるよう安全性を確保します。
- 路肩が縮小される橋梁区間やトンネル区間の手前では、歩道の切り下げ等を行います。



# 5. 県の動向

## ～自転車通行環境整備ガイドライン～

### (1)案内標識

名称	役割	デザイン
交差点名表示板	○ルート案内を行う信号交差点で交差点名を明らかにする。	
ルート案内板 (予告)	○ルート上で右左折する交差点や迷いやすい交差点で案内を行う。	
ルート案内板 (案内)	○交差点手前50mで予告し、手前10mで案内、分岐または右左折後に確認のためのルート名、進行方向を明示する。	
ルート案内板 (確認)		(予告) (案内) (確認)
ルート案内板 (単路部確認)	○ルート上で分岐点や右左折の案内がない区間が5km以上続く場合、その中間点を目安に確認のための案内を行う。	上の(確認)と同じ
距離標	○いばらき自転車ネットワークで起点としている地点からの距離を5km間隔を目安に明示する。	
ルート案内板	○鉄道駅や空港、道の駅などの拠点施設において、ルートの概要や広域的なルート案内を行う。	
拠点施設休憩施設観光施設案内板	○拠点、休憩、観光施設の方向や距離を案内する。	
施設案内板	○不特定多数の人が出入りする交通施設や商業施設などの方向と距離を案内する。	

### (2)注意喚起標識

名称	役割	デザイン
急カーブ注意	○急なカーブ、見通しの悪いカーブの手前直線区間で事前にカーブの存在を知らせる。	
狭幅員注意	○道路幅員が狭くなる地点の手前直線区間でその存在を知らせる。	
歩行者注意	○人が集まり、出入りが激しい公共施設の手前や道路に面した小学校の出入口の手前でその存在を知らせる。	
急勾配注意	○急勾配が続く手前の直線区間でその存在を知らせる。	
合流注意	○見通しの悪い無信号交差点や変則交差点などで自動車との接触の恐れがある地点を知らせる。	
左側通行遵守	○サイクリストに対して左側を走行するよう周知する。	
路面凹凸注意	○路面状況が悪くなる区間を事前に知らせる。	
自転車横断注意	○自転車人が人や車と錯綜する区間において、歩行者や車のドライバーに対して注意を促す。	
自転車止まれ	○自転車が止まらないことにより、自動車や歩行者と接触のおそれがある危険箇所を事前に知らせる。	

### (3)その他(峠道での案内)

名称	役割	デザイン例
案内看板	○ヒルクライムを楽しむサイクリストに対して、勾配やカーブ数などを提供するとともに応援メッセージを送る。	
	○ヒルクライム、ロングライドを楽しむサイクリストに対して、ルートの方向案内を行うとともに、スタート・ゴール地点などで距離や勾配などのルートの特性案内を送る。	

# 3. 県の動向

## ～つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会～

- 「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核に、誰もが多様にサイクリングを楽しむことができる日本一のサイクリングエリアの形成を目指している。
- 行政機関だけではなく一般企業や関係団体等も新たに加えた推進組織として「つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会」を設立

### 主な事業内容

- 誘客促進活動事業  
(周遊スタンプラリー、沿道花植え運動等)
- 走行・回遊環境等の整備に係る連絡・調整  
(路面法事等の整備促進等)
- 広域レンタサイクル事業





## 4. 桜川市自転車活用推進計画の位置づけ

